

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成21年10月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第79号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表行政改革局の項中「総務業務センター」を「職員事務センター」に改める。

第7条第2項の総務部行政改革局の事項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とする。

第8条の2の総務業務センターの事項中「総務業務センター」を「職員事務センター」に改め、同事項第1号中「総務業務」を「職員事務」に改め、同事項中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

第23条第1項中「及び経理課」を「、経理課及び会計事務センター」に改める。

第23条の2中「課」の次に「、センター」を加える。

第24条の見出し中「各課」の次に「、センター」を加え、同条第1項中「の課」の次に「及びセンター」を加え、同項の総務課の事項第6号中「収入証紙」を「財務会計トータルシステムの管理及び運営」に改め、同項の経理課の事項第10号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

会計事務センター

- (1) 特定の経費の支出負担行為に関する事。
- (2) 特定科目の支出命令に関する事。
- (3) 特定科目の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (4) 物品の購入及び不用物品の処分に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 物品の出納、保管及び記録管理に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 収入証紙に関する事。

第40条第1項の総務課の事項第9号中「こと」の次に「（所管区域内の特定の部局に係る物品の購入等（知事が別に定めるものに限る。）を含む。）」を加える。

第81条の総務課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第8総務部の部中「行政改革局総務業務センター」を「行政改革局職員事務センター」に改め、同表に次のように加える。

出納局	会計事務センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	----------	-------	-----------------------------------

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

目次

規 則	ページ
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
○公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則……………（法制文書課）	2
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（出納局総務課）	5
○運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則……………（警察本部運転免許試験課）	6
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	9
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課）	11
○競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令……………（建設情報課）	11
告 示	
○平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………（出納局総務課）	12
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	12
道議会訓令	
○北海道議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	14
道人事委員会規則	
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	14
○北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外に関する規則……………	14
○北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則……………	15
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	27
○受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	27
道人事委員会訓令	
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部改正……………	27

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の課及びセンターの職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の課及びセンターの相当の職員となるものとする。

総務部行政改革局総務業務センター（支出審査グループ及び物品調達グループ（文書の取受及び発送に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）の職員である者を除く。）	総務部行政改革局職員事務センター
総務部行政改革局総務業務センター（支出審査グループ及び物品調達グループ（文書の取受及び発送に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）の職員である者に限る。）	出納局会計事務センター
出納局総務課（収入証紙に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	出納局会計事務センター
出納局経理課（財務会計トータルシステムの管理及び運営に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	出納局総務課

公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第80号

公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」及び「回」を削る。

（北海道立文書館管理規則の一部改正）

第2条 北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「北海道立文書館長（以下「館長」という。）」を「知事」に改め、同条第3項中「館長」を「知事」に改める。

第5条から第11条までの規定、第13条、第14条第1項、第16条、第17条、第20条及び第21条並びに別記第1号様式中「館長」を「知事」に改める。

別記第1号様式の2中「北海道立文書館長」を「北海道知事」に改める。

別記第2号様式中「北海道立文書館長」を「北海道知事」に、「館長の」を「知事の」に改める。

別記第3号様式中「北海道立文書館長」を「北海道知事」に、「館長が」を「知事が」に、「館長に」を「知事に」に改める。

（北海道居住施設管理規則の一部改正）

第3条 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成」及び「回」を削る。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表）中「北海道（支庁）」を「北海道知事（支庁長）」に改め、「交付責任者印」を削り、同様式（裏）注意2の事項中「知事又は支庁長」を「交付者」に改め、同様式（裏）末尾欄外摘要2の事項中「交付責任者」を「交付者」に改める。

別記第1号様式の2（表）中「北海道（支庁）」を「北海道知事（支庁長）」に改め、「交付責任者印」を削り、同様式（裏）注意2の事項中「知事又は支庁長」を「交付者」に改め、同様式（裏）末尾欄外摘要2の事項中「交付責任者」を「交付者」に改める。

別記第1号様式の3（表）中「北海道（支庁）」を「北海道知事（支庁長）」に改め、「交付責任者印」を削り、同様式（裏）注意2の事項中「知事又は支庁長」を「交付者」に改め、同様式（裏）末尾欄外摘要2の事項中「交付責任者」を「交付者」に改める。

（北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式（表）中「
交付責任者の割印
」を「
交付者の割印
」

に改める。

（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第6条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第22号様式（表）中「支 庁」を「 支庁長」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第7条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第203条の9第1項、第203条の11第1項及び第205条の10第2項中「公有財産引継調書」を「公有財産引継書及び公有財産引受書」に改める。

別記様式目次中

「第45号 公有財産引継調書 203の9-203の11、を
205の10」
「第45号その1 公有財産引継書 203の9-203の11、
205の10 に
その2 公有財産引受書 203の9-203の11、
205の10」

改める。

第39号様式その1及び第40号様式中「平成」を削り、「部長等) 印」を「部長 等)」に改める。

第44号様式中「平成 年 月 日」を「 第 号 に、
年 月 日」

「部長等 印」を「部長 等)」に改める。

第45号様式を次のように改める。

第45号様式その1 (第203条の9-第203条の11、第205条の10)
公 有 財 産 引 継 書

第 号
年 月 日

(引受者) 様

(引継者) 所属 職 氏名

次の公有財産を引き継ぎます。

1 物件の表示

所在地番	区分	種目	名称	構造	数量	価格	電 算 コ ー ド			
							部・部局・ 地方部局名	口 座 名 番 号 称 番 号	引継ぎ	引受け

2 添付書類 (必要に応じ取捨すること。)

- (1) 位 置 図
- (2) 実 測 図
- (3) 配 置 図
- (4) 平 面 図
- (5) 修 正 図

取得

- (6) 公有財産台帳の写し又は公有財産異動報告書の写し

処分

- (7) 権利関係を証する書面

3 引継年月日 (用途廃止に係る引継ぎの場合に記載すること。) 年 月 日

4 その他参考事項

注 「3 引継年月日」には、用途廃止 (決定) 年月日に記載すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

第45号様式その2 (第203条の9-第203条の11、第205条の10)

公 有 財 産 引 受 書

第 号
年 月 日

(引継者) 様

(引受者) 所属 職 氏名

次の公有財産を引き受けました。

1 物件の表示

所在地番	区分	種目	名称	構造	数量	価格	電 算 コ ー ド			
							部・部局・ 地方部局名	口 座 名 番 号 称 番 号	引継ぎ	引受け

							引継ぎ			
							引受け			

2 添付書類（必要に応じ取捨すること。）

- (1) 位置図
- (2) 実測図
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 修正図

取得

- (6) 公有財産台帳の写し又は公有財産異動報告書の写し

処分

- (7) 権利関係を証する書面

3 引継年月日 年 月 日

4 その他参考事項

注 「3 引継年月日」は、引受（決定）年月日を記載すること。ただし、用途廃止に係る引継ぎの場合にあっては、公有財産引継書に記載された引継年月日を記載すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

第70号様式中「 年 月 日」を「 第 号 年 月 日」に、「部長 等 氏 名 印」を「部長 等」に改める。

第72号様式中「 年 月 日」を「 第 号 年 月 日」に、「部長 等 氏 名 印」を「部長 等」に改める。

第73号様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 第 号 年 月 日」に、「部長 等 氏 名 印」を「部

長 等」に改める。

第79号様式その1中

「次のとおり、現金に事故があったので報告します。

平成 年 月 日

北海道知事 様

報告者

部 長 等 氏 名 印
（部局長、地方部局長、地方公所長）

「 第 号
年 月 日

北海道知事 様

に改め、

部 長 等
（部局長、地方部局長、地方公所長）

次のとおり、現金に事故があったので報告します。」

同様式その2中

「次のとおり、物品に事故があったので報告します。

平成 年 月 日

北海道知事 様

報告者

部 長 等 氏 名 印
（部局長、地方部局長、地方公所長）

「 第 号
年 月 日

北海道知事 様

に改め

部 長 等
（部局長、地方部局長、地方公所長）

次のとおり、物品に事故があったので報告します。」

る。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道税条例施行規則、北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則又は母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づく証明書等は、それぞれこの規則による改正後の北海道税条例施行規則、北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則又は母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づく証明書等とみなす。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第81号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表を次のように改める。

出納局	出納局次長
出納局総務課	総務課長
出納局指導審査課	指導審査課長
出納局経理課	経理課長
出納局会計事務センター	会計事務センター長
支庁	地域振興部長
東京事務所	行政課長

第3条第2項第1号中「出納局総務課」を「出納局経理課」に改め、同項第2号中「出納局経理課」を「出納局会計事務センター」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第2項中「出納局総務課」を「出納局会計事務センター」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「事項」の次に「（知事の定めるものを除く。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第8条の2第1項及び第11条の2第4項中「出納局総務課」を「出納局会計事務センター」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる事項については、その執行を委任しない。

(1) 支庁長の所掌に属する事務に係る前項各号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）

(2) 別表第1の2及び別表第1の3の左欄に掲げる部局の長の所掌に属する事務に係る前

項各号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）

(3) 教育長の所掌に属する事務に係る前項各号（第6号から第10号までを除く。）に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）

第12条第3項中「、第6号、第8号、第9号（同項第6号及び第8号に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「本庁の」を削り、同項ただし書を削り、同条第4項ただし書中「教育長」を「次の各号に掲げる部局長」に、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 支庁長 第2項第1号に掲げる事項

(2) 教育長 次に掲げる事項

ア 第1項第6号から第10号までに掲げる事項

イ 第2項第3号に掲げる事項

第12条第6項中「前3項」を「第3項から第6項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び前項のほか、第2項の規定により別表第1の3の左欄に掲げる部局の長に委任しないこととされた同項第2号に規定する事項（知事の定めるものに限る。）の執行を、同表の当該右欄に掲げる支庁長に委任する。

第13条に次の1項を加える。

3 前2項のほか、部長は、部長の所管に属する地方公所（地方公所のうち第12条第4項の規定により部局長が財務に関する事務を包括処理することとされたもの以外で当該部に属するものをいう。）の所掌する事務に係る第1項各号（第3号及び第10号を除く。）に掲げる事項（知事の定めるものを除く。）を専決することができる。

第13条の2第1項中「総務部長」を「出納局長」に改め、「限る。）」の次に「及び同条第3項に規定する事務に係る同項に規定する事項（知事の定めるものに限る。）」を加え、同条第2項中「総務部長」を「出納局長」に改め、「により」の次に「支庁長、別表第1の2及び別表第1の3の左欄に掲げる部局の長並びに」を加え、「同条第2項及び第4項第2号」を「同条第2項各号並びに第4項第1号及び第2号イ」に改め、「掲げる事項」の次に「（第12条第5項の規定により支庁長に委任することとされた事項を除く。）」を加える。

第14条の2第1号中「総務業務センター長」を「会計事務センター長」に改め、同号イ中「により」の次に「支庁長、別表第1の2及び別表第1の3の左欄に掲げる部局の長並びに」を加え、「同条第2項及び第4項第2号」を「同条第2項各号並びに第4項第1号及び第2号イ」に改め、「掲げる事項」の次に「（第12条第5項の規定により支庁長に委任することとされた事項を除く。）」を加える。

第30条第3項中「第5条第4項又は第5項」を「第5条第3項又は第4項」に改める。

第203条の2第4項中「第12条第4項」の次に「又は第13条第3項」を、「属する部局」の次に「又は部長の属する本庁の部」を加える。

第203条の3第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

第203条の7第1項第4号中「場合」の次に「（運転免許試験場のコース（道路交通法

（昭和35年法律第105号）第97条第1項第2号の規定による技能試験のための施設をいう。）の使用の許可（運転練習に係るものに限る。）をする場合を除く。）」を加える。

第205条の18第2項中「又は住民票記載事項証明書」を「若しくは住民票記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し」に改める。

第213条の2第1項中「部長等」の次に「、別表第1の2に掲げる部局の長及び教育長（以下この条において「物品購入等依頼者」という。）」を加え、「総務部長」を「出納局長」に改め、同条第2項及び第3項中「総務部長」を「出納局長」に、「部長等」を「物品購入等依頼者」に改める。

第213条の3第1項中「教育長」を「別表第1の3の左欄に掲げる部局の長」に、「総務部長」を「同表の当該右欄に掲げる支庁長」に改める。

別表第1中「（環境生活部） アイヌ民族文化研究センター
（経 済 部） サハリン事務所」
を「（経 済 部） サハリン事務所」に改め、
同表の次に次の2表を加える。

別表第1の2（第12条関係）

- 消防学校
- 開拓記念館
- 衛生研究所
- 衛生学院
- 精神保健福祉センター

別表第1の3（第12条関係）

札幌道税事務所 女性相談援助センター 心身障害者総合相談所 向陽学院 計量検定所 札幌高等技術専門学院	石狩支庁長
大沼学園 函館高等技術専門学院 漁業研修所	渡島支庁長
江差高等看護学院	檜山支庁長
原子力環境センター	後志支庁長
身体障害者リハビリテーションセンター 障害者職業能力開発校	空知支庁長

旭川高等看護学院 旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川高等技術専門学院	上川支庁長
紋別高等看護学院 網走高等看護学院 北見高等技術専門学院 網走高等技術専門学院	網走支庁長
室蘭高等技術専門学院 苫小牧高等技術専門学院	胆振支庁長
帯広高等技術専門学院 農業大学校	十勝支庁長
釧路高等技術専門学院	釧路支庁長

別表第2第6号中「総務業務センター長」を「会計事務センター長」に改める。

第47号様式7の(1)の事項中「又は住民票記載事項証明書」を「若しくは住民票記載事項証明書又は住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる支出命令について適用し、同日前に行われた支出命令については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則（以下「改正前の規則」という。）第213条の2第1項又は第213条の3第1項の規定によりされている物品の購入、修繕、改造、売払い、交換又は借入れ（以下「購入等」という。）の事務の依頼（改正前の規則第213条の2第3項（改正前の規則第213条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による物品の引渡しが行われていないものに限る。）については、改正後の規則第213条の2第1項の規定によりされた物品の購入等の事務の依頼とみなす。

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

運転免許試験場のコースの使用許可に係る申請等の特例に関する規則
（趣旨）

第1条 この規則は、運転免許試験場のコース（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97

条第1項第2号の規定による技能試験のための施設をいう。以下単に「コース」という。)の使用の許可(運転の練習に係るものに限る。以下同じ。)に係る申請等について、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の特例を定めるものとする。

(使用の許可の申請等)

第2条 警察本部長又は方面本部長は、コースの使用の許可に際しては、あらかじめ、コースを使用しようとする者から、別記第1号様式の行政財産(コース)使用許可申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。

2 前項の申請書には、個人にあっては住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、旅券その他の当該申請者が本人であることを確認するに足りる書類の写し(以下この項においてこれらを「本人確認書類」という。)を、法人その他の団体にあっては定款、寄附行為又は規約の写し(以下この項において「定款等の写し」という。)を添付させるものとする。ただし、申請の日前3月以内において本人確認書類又は定款等の写しを添付して申請書を提出しコースの使用の許可を受けたことがある者については、この限りでない。

3 警察本部長又は方面本部長は、コースの使用の許可の決定をしたときは行政財産使用許可書を、コースの使用の不許可の決定をしたときは行政財産使用不許可決定書を使用の許可を申請した者(申請が複数の者による場合にあっては、その代表者)に交付するものとする。

(使用料の納付方法)

第3条 北海道行政財産使用料条例(昭和39年北海道条例第29号)第9条に規定する使用料は、別記第2号様式の行政財産(コース)使用料納付書に当該使用料の額に相当する額の北海道収入証紙をはるにより納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

(公有財産使用許可簿)

第4条 北海道財務規則第358条第1項第5号に規定する公有財産使用許可簿の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(表)

行政財産(コース)使用許可申請書	年 月 日
北海道警察本部長 様 (方面本部長)	申請者 住 所

氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあっては、
主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名〕

次のとおり、コースの使用許可を受けたいので申請します。

使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 運転免許を取得するため <input type="checkbox"/> 運転技能の向上を図るため <input type="checkbox"/> その他()
使 用 年 月 日	年 月 日
使 用 時 間	時 分から 時 分まで
使 用 場 所	
使用する自動車等の種類	<input type="checkbox"/> 大型自動車 <input type="checkbox"/> 中型自動車 <input type="checkbox"/> 大型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 自動二輪車(原動機付自転車を含む。)
使用する自動車等の登録番号又は車台番号	
指 導 員 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運転免許の有無	<input type="checkbox"/> 練習車両を運転することができる運転免許を受けていない。 <input type="checkbox"/> 練習車両を運転することができる運転免許を受けている。
許可・不許可の別	許可 不許可 (この欄は、記載しないでください。)
使 用 料 の 額	円(この欄は、記載しないでください。)

注1 氏名欄に署名した場合は、押印を省略することができる。

2 申請が複数の者による場合は、代表者の氏名は表面の申請者欄に、代表者以外の申請者の氏名は裏面に記載すること。

3 には該当事項にレ印を付すこと。

(裏)

申 請 者	
住 所 氏 名 電話番号	印
住 所 氏 名	印

電話番号	
住 所 氏 名 電話番号	印
住 所 氏 名 電話番号	印
住 所 氏 名 電話番号	印

別記第2号様式（第3条関係）

行政財産（コース）使用料納付書	
北 海 道 収	

入 証 紙 ち ょう 付 欄		
	項 目	ちょう付金額
		円
		年 月 日
	使用許可年月日	年 月 日
	使用許可番号	第 号指令
納付年月日		
年 月 日		
		使用者氏名

注 使用者が複数いる場合は、使用者全員の氏名を使用者氏名欄に記載すること。

別記第3号様式（第4条関係）

公 有 財 産 使 用 許 可 簿
（使用日 年 月 日）

口座名	
所在地	

申請受理 年 月 日	使用者氏名	練習 目的	車種区分	許可時間	使用料額	許可年月日	標識 番号	摘要
					納入年月日	指令番号		
			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分から 時 分まで				

			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分 時 分 分 まで				
			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分 時 分 分 まで				
			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分 時 分 分 まで				
			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分 時 分 分 まで				
			<input type="checkbox"/> 大型等 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 二輪等	時 分 時 分 分 まで				

- 注1 使用者が複数いる場合は、使用者全員の氏名を使用者氏名欄に記載すること。
2 練習目的欄には、練習目的が運転免許の取得である場合は1、運転技能の向上を図るためである場合は2、その他の場合は3を記載すること。
3 □には該当事項にレ印を付すこと。
4 車種区分欄において、大型等は大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車、普通は普通自動車、二輪等は自動二輪車又は原動機付自転車をいう。
5 許可の取消しをした場合若しくは不許可の決定をした場合又は使用者が使用を辞退した場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

訓 令	第7条
<p>北海道訓令第10号</p> <p style="text-align: right;">本 庁 出 先 機 関</p> <p>北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年10月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高 橋 はるみ</p> <p>北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第2条第11号中「第2項」の次に「並びに第23条第1項」を加える。 第7条を次のように改める。 （出先機関の長の共通専決事項）</p>	<p>出先機関の長は、当該出先機関の所掌に係る別表第3に掲げる事項（第5条の規定により総務部行政改革局職員事務センター長の個別専決事項とされているものを除く。）を専決することができる。ただし、出先機関の長の所管に属する出先機関（組織規則第3章第10節に規定する出先機関（保健福祉事務所、森づくりセンター及び土木現業所を除く。）をいう。）の長にあっては、同表の第5項及び第10項から第12項までに掲げる事項については、専決することができない。この場合においては、当該出先機関を所管する出先機関の長がその事項に係る専決を行うものとする。</p> <p>別表第1の2の総務課の事項第1項の出納局長専決事項の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 第360条第2項の規定に基づき、事務処理の手續及び記録の管理に関</p>

し必要な事項を定めること。

別表第1の2の総務課の事項第2項を削り、同表の指導審査課の事項第1項中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同表の経理課の事項第2項を削り、同表に次のように加える。

会計事務センター	1 会計管理者の権限に属する事務	(1) 1件の金額が5億円未満の支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと（他課の主管に属するものを除く。）。	(1) 1件の金額が2億円未満の支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと（他課の主管に属するものを除く。）。	(1) 次に掲げる支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと（他課の主管に属するものを除く。）。 ア 給与その他の給付に係るもの イ 需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費及び手数料並びに公課費に係るもの ウ ア及びイに掲げるもののほか1件の金額が5,000万円未満のもの エ 支出の更正及び戻入に係るもの
	2 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）の施行に関する事務			(1) 第7条ただし書の規定に基づき、証紙の返還等についてやむを得ない理由があると認定すること。

別表第2の総務部行政改革局総務業務センターの事項の局室課の欄中「行政改革局総務業務センター」を「行政改革局職員事務センター」に改め、同事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「規定する本庁」の次に「及び組織規則第3章に規定する出先機関（支庁、東京事

務所、札幌道税事務所、消防学校、原子力環境センター、開拓記念館、アイヌ民族文化研究センター、女性相談援助センター、衛生研究所、道立診療所、衛生学院、看護学院、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター、身体障害者リハビリテーションセンター、旭川肢体不自由児総合療育センター、向陽学院、大沼学園、計量検定所、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校、農業大学校、漁業研修所及び出先機関の長の所管に属する出先機関に限る。）」を加え、「及び企業局」を「並びに企業局」に改め、同事項第2項を削り、同表の環境生活部生活局くらし安全課の事項第5項の課長専決事項の欄第1号中「第9条」を「第9条第2項」に改め、「報告をさせ」の次に「、若しくは提出を命じ」を加え、同事項第7項の部次長及び局長専決事項の欄に次の1号を加える。

- (2) 第19条の14第4項の規定に基づき、指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2の環境生活部生活局くらし安全課の事項第7項の課長専決事項の欄第1号中「第21条第1項」を「第21条の2第1項」に改め、同欄第2号中「第21条第2項」を「第21条の2第2項」に改め、同表の水産林務部水産局水産経営課の事項第2項の部次長及び局長専決事項の欄第3号中「単位漁業区域」を「単位漁場区域」に改め、同事項第3項の課長専決事項の欄第1号中「第115条第2項」を「第117条第2項」に改める。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第24項第1号中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、「報告をさせ」の次に「、若しくは提出を命じ」を加え、同事項第27項第1号中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項第16項第25号中「変更し」の次に「、又は廃止し」を、「当該変更」の次に「又は廃止」を加え、同表の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第7項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第36条第2項の規定に基づき、非常災害のため急迫の必要ある場合において、現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は同項第1号若しくは第2号に規定する処分を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第7項に次の2号を加える。

- (8) 北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号。以下この項において「条例」という。）第3条の規定に基づき、土砂採取料等を減免すること。
- (9) 条例第4条の規定に基づき、土砂採取料等の全部又は一部を返還すること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第8項に次の2号を加える。

- (6) 北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号。以下この項において「条例」という。）第3条の規定に基づき、占用料等を減免すること。

(7) 条例第4条の規定に基づき、占用料等の全部又は一部を返還すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項第3号中「(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護を行うものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、同項第81号中「第115条の29第6項」を「第115条の35第6項」に改め、同号を同項第83号とし、同項第80号中「第115条の29第5項」を「第115条の35第5項」に改め、同号を同項第82号とし、同項第79号中「第115条の29第4項」を「第115条の35第4項」に改め、同号を同項第81号とし、同項第78号中「第115条の18」を「第115条の20」に、「指定地域密着型サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改め、同号を同項第80号とし、同項第77号中「第115条の8第2項」を「第115条の9第2項」に改め、同号を同項第79号とし、同項第76号中「第115条の8第1項」を「第115条の9第1項」に改め、同号を同項第78号とし、同項第75号中「第115条の7第5項」を「第115条の8第5項」に改め、同号を同項第77号とし、同項第74号中「第115条の7第3項」を「第115条の8第3項」に改め、同号を同項第76号とし、同項第73号中「第115条の7第2項」を「第115条の8第2項」に改め、同号を同項第75号とし、同項第72号中「第115条の7第1項」を「第115条の8第1項」に改め、同号を同項第74号とし、同項第71号中「第115条の6第1項」を「第115条の7第1項」に改め、同号を同項第73号とし、同項第4号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。

(5) 第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第11項に次の1号を加える。

(84) 第115条の35第7項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定の取消し又は効力の停止が適当である旨を市町村長に通知すること。

別表第4の家畜保健衛生所の事項第1項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第12条の4第1項の規定に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告すること。

(4) 第12条の4第2項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第9条及び第31条第1項中「総務業務センター」を「職員事務センター」に改める。

別表の付表中「及び総務業務センター」を「職員事務センター及び試験研究機関改革推進室」に、

「行政改革局総務業務センター

業 務」を

「行政改革局職員事務センター

職 員」に、

「経理課

局 経」を

「経理課
会計事務センター

局 局 経 会」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令

競争入札参加者審査委員会規程(昭和48年北海道訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「出納局 総務課長」を「出納局 総務課長 会計事務センター長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

告

示

北海道告示第670号

平成21年北海道告示第8号（平成21年度及び平成22年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日

北海道知事 高橋 はるみ

第3の2の表中 「出納局総務課」を「出納局会計事務センター」に、「企画振興部科学IT振興局情報政策課」を「総合政策部科学IT振興局情報政策課」に改め、同表の末尾欄外の（注）の3の(1)の事項中「出納局総務課」を「出納局会計事務センター」に改め、同（注）の4の事項中「企画振興部科学IT振興局情報政策課」を「総合政策部科学IT振興局情報政策課」に改める。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月1日

北海道公営企業管理者 武内 良雄

北海道企業管理規程第9号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成 年 月 日提出」を「年 月 日提出」に、「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、

「任命権者記入欄

Table with columns for date (平成 年 月 日), name (職名), and signature (氏名) with a seal (印) and a decision column (決裁欄).

を削る。

別記第1号様式の2その1及びその2を次のように改める。

別記第1号様式の2（第9条の3関係）

その1

住 居 届

(年 月 日提出)

Residence Declaration Form with fields for applicant information, reasons for moving, housing details, and dates.

(表)

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

住居届記入上の注意

- この住居届は、条例第5条の3第1号又は第3号に規定する職員が届出をするときに使用するものとする。
- 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「該当条文」欄には、職員が居住する借家等については第1号、配偶者等が居住する借家等については第3号のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「住居の種類」欄には、借家、借間、賄い付下宿のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付下宿代）又は居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）で家賃の額に相当する額の算出が困難なときは、食費、光熱費等を含めた額（賄い付下宿代又は光熱費込みの下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には※印欄のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「住宅の所有者」、「住宅の貸主」及び「住宅の名義上の借主」の欄中「統柄」とあるのは、職員と所有者、貸主、名義上の借主との統柄をいうものであり、職員とこれらの者との間に親族関係がないときは記入の必要がないものであること。
- 「備考」欄には、任命権者（その委任を受けた者を含む。）がこの住居届を受理した日その他必要な事項を記載しておくものとする。

(裏)

別記第1号様式の2（第9条の3関係）

その2

住 居 届

(年 月 日提出)

北海道公営企業管理者		勤務庁(課・所)名			
様		職 名		氏 名	
北海道企業職員給与規程第9条の3の規定に基づき、住宅の所有関係等を届け出ます。					
主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()				事実の発生年月日 年 月 日	
住宅の所在地			入居日	年 月 日	
住宅	所有権のある住宅 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者		所有権の保存又は移転の登記年月日 年 月 日		

の 所 有 関 係	所有権を留保されている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者	名義上の所有者 ()
	譲渡担保の目的となっている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者	名義上の所有者 ()
住宅の取得理由		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入	
住宅の新築又は購入の日		平成 年 月 日	
備考			

(表)

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

住居届記入上の注意

- この住居届は、条例第5条の3第2号に規定する職員が届出をするときに使用するものとする。
- 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者すべてにレ印を付け、「その他」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付けるものとする。
- 「備考」欄には、任命権者（その委任を受けた者を含む。）がこの住居届を受理した日その他必要な事項を記載しておくものとする。

(裏)

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の北海道企業職員給与規程の規定に基づいて作成されている扶養親族届及び住居届の用紙がある場合においては、この規程による改正後の北海道企業職員給与規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第2号

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

附 則

北海道議会議長 石 井 孝 一

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道人事委員会規則7-1185

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

附 則

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議長 石 井 孝 一

平成21年10月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1186

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

附 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

承認を受けたものとみなす。

(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

3 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2-45)の一部を次のように改正する。

別表第2の個別事項第31項を削り、同事項第32項中「支給規則」を「給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280。以下「支給規則」という。)」に改め、同項を同事項第31項とし、同事項中第33項を第32項とし、第34項から第45項までを1項ずつ繰り上げ、第46項を削り、第47項を第45項とし、第48項から第52項までを2項ずつ繰り上げ、第53項を削り、第54項を第51項とし、第55項を第52項とし、第56項を第53項とし、同項の次に次の1項を加える。

54 北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外に関する規則(北海道人事委員会規則7-1186)第2条の規定に基づき、様式について承認すること。

別表第2の個別事項中第57項を第55項とし、第58項を第56項とし、第59項を第57項とする。

北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

北海道人事委員会規則7-1187

北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則

(北海道職員等の旅費支給規則の一部改正)

第1条 北海道職員等の旅費支給規則(北海道人事委員会規則7-6)の一部を次のように改正する。

第14条を削る。

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-29)の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を削る。

第30条の前に見出しとして「(寒冷地手当の支給)」を付する。

第37条に見出しとして「(雑則)」を付する。

別表第1の表中「同右」を「同上」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第9条関係)

扶養親族届

(平成 年 月 日提出)

任命権者	勤務庁(勤務学校)名			
様	職名	氏名	㊟	

道職員給与条例第10条
学校職員給与条例第10条
警察職員給与条例第12条 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付けるとともに、事実の発生年月日を記入すること>

- 1 新たに職員となった(□配偶者がない)
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(□配偶者がない)
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)
- 4 配偶者のない職員となった(3に該当する場合を除く) 平成 年 月 日
- 5 配偶者を有するに至った(2に該当する場合を除く) 平成 年 月 日

届出の理由1~3に該当する場合の記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が道職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用職員であって、別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入す

る。>

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

別記第2号様式（第10条及び第10条の2関係）

扶 養 手 当 認 定 簿

氏名	
----	--

1 扶養手当の月額認定（支給額の改定）

支給開始（終了）・ 支給額改定時期	配偶者の有無 配偶者の有無	配 偶 者 の 扶 養 親 族 認 定	認定扶養 親族中 加算措置 の対象と なる子	扶養手当 の月額	認定等の 事由	任命権者の 決定（改定）欄		決 裁 欄					
						決定年月日 職名 氏名	印						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						
平成 年 月 分 { から } { まで }	<input type="checkbox"/> 有・扶養 <input type="checkbox"/> 有・非扶養 <input type="checkbox"/> 無	人	人	円		平成 年 月 日	㊟						

2 配偶関係の状況（扶養親族届の届出の理由4又は5に該当する場合に記入）

届出提出（受理） 年 月 日	届出事実の発生 年 月 日	配 偶 関 係
平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 発生 ・ <input type="checkbox"/> 消滅
平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 発生 ・ <input type="checkbox"/> 消滅

(表)

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

3 扶養親族の状況

扶養親族 の氏名	続 柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出 (受理) 年 月 日	届出事実 の発生 年 月 日	届 出 の 理 由	支 給 の 始期・終期 (満22歳年度末)
	配偶者	明・大 年 月 日 昭・平	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで
		明・大 年 月 日 昭・平 (平成 年 月～)	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで () (3)
		明・大 年 月 日 昭・平 (平成 年 月～)	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで () (3)
		明・大 年 月 日 昭・平 (平成 年 月～)	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで () (3)
		明・大 年 月 日 昭・平 (平成 年 月～)	平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 分から
			平成 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月分まで () (3)

4 事後の確認

確認年 職名 氏名 月 日 印	確認年 職名 氏名 月 日 印	確認年 職名 氏名 月 日 印
平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ
平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ
平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ
平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ
平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ	平成 年 月 日 Ⓢ

<記入上の注意>

- 「生年月日（加算開始時期）」欄には、加算措置の対象となる者について、加算開始の時期を括弧内に記入する。
- 「届出提出（受理）年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を括弧書きで付記する。
- 「支給の始期・終期（満22歳年度末）」欄の括弧内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出（受理）年月日」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「配偶者の有無」欄は、配偶者の有無及び配偶者有の場合における扶養認定の状況について、該当する□にレ印を付ける。
(裏)

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

通 勤 届

平成 年 月 日提出

任命権者	勤務庁（勤務学校）名	
	所在地	
職 名	氏 名	Ⓢ
住 居		
通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。		

届出の理由（該当する□にレ印を付する。）
 新規（異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他（ ）

直前の届出の区間と同一の区間がある
 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

事実の発生日
 平成 年 月 日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1□		住居 から（ 経由） まで	. km	分		円	
2□		から（ 経由） まで	. km	分		円	
3□		から（ 経由） まで	. km	分		円	
4□		から（ 経由） まで	. km	分		円	
5□		から（ 経由） まで	. km	分		円	
		から（ 経由） まで	. km	分		円	
		から（ 経由） まで	. km	分		円	

記入上の注意

1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、鉄道、市電、バス等の別を記入するとともに、特別急行列車等を利用する場合には、その利用区間を区分して記入する。

2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6箇月）、10枚綴回数券等の別を記入する。

3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6箇月）の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。

4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路欄の余白に異なる部分を記入する。

5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

総通勤距離 . km
 総所要時間 分

【道職員給与条例第11条第3項若しくは第4項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項若しくは第4項又は警察職員給与条例第13条第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）】
 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員

※ 現部局等への異動発令年月日等 平成 年 月 日 ※ 異動等前の住居への入居年月日 平成 年 月 日
 ※ 異動等の直前の住居 ※ 現住居への入居年月日 平成 年 月 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しないものとした場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居 から（ 経由） まで	. km	分	
2		から（ 経由） まで	. km	分	
3		から（ 経由） まで	. km	分	
4		から（ 経由） まで	. km	分	
5		から（ 経由） まで	. km	分	
		から（ 経由） まで	. km	分	

記入上の注意

- 1 ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、鉄道、市電、バス等

総通勤距離	. km
総所要時間	分

の別を記入する。

(A4 (210mm×297mm) 縦型)

別記第2号様式（第4条及び第19条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名	所属		事実発生年月日	平成	年	月	日						
住居			提出年月日	平成	年	月	日						
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	算出式		受理年月日	平成	年	月	日						
平均1箇月当たりの通勤所要回数 回													
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考		
	普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券						
普通交通機関等利用者	1					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	2					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	3					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
4					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
改正					円	(円 箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	平成 年 月 日改正	円	平成 年 月 日改正	円	
自動車等に係る手当額（通勤距離又は併用者に係る自動車等の使用距離 . km）								円	平成 年 月から	平成 年 月まで			
								改正	円	平成 年 月から	平成 年 月まで		

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等に係る手当額の合計額				円	年 月 日改正			円	年 月 日改正			円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等に係る手当額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円×〔 箇月〕＝ 円				円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
順 路	算出の基礎となる 特別急行列車等		定期券 回数券 その他 の 別	特別料金等の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額		1箇月当 たりの特別料 金等相当額	特別急行列車等 の 認 定 期 間	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考
	特別急行列 車等の名称	利用区間		回 数 券 そ の 他	定 期 券	回 数 券 そ の 他	定 期 券			1	2	3	4	5	6	
特別急行列車等利用者	1					円 (箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正					円 (箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	2					円 (箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正					円 (箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日改正			円	年 月 日改正			円
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円×〔 箇月〕＝ 円				円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						

(表)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者の 決定(改定)欄	決 裁 欄				備 考
	支 給 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		平成 年 月 日				
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平成 年 月 日					
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	平成 年 月 日					
決	通勤職員 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由			1	返 納 事 由 規則第17条の2第1項		返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額) の 算 出 基 礎				払 戻 金 相 当 額 (払戻金2分の1相当額)				備 考	
					<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号													

定 事 項	手当額の決定 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 規則第8条第5項 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 規則第8条の2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 特別急行列車等利用 <input type="checkbox"/> 権衡職員等	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						
		3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号						
		1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第17条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)							月
							月	(算出基礎)	円

事後の確認

確認年月日	確認者 職名 氏名 印	確認年月日	確認者 職名 氏名 印	確認年月日	確認者 職名 氏名 印
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ
平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ	平成 年 月 日	Ⓜ

備考 運賃等の額に増額改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」及び特別料金等の額に増額改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、増額改定があった月（（最長）支給単位期間中であるときは、（最長）支給単位期間に係る最後の月）を記入する。
 (裏)

(宿日直手当に関する規則の一部改正)

第5条 宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

宿日直勤務命令簿

(平成 年 月分)

部局名

命令	所属の	勤務の内容	勤務する職員	勤務確認の印
----	-----	-------	--------	--------

月日	長の命 令印	日 (曜日)	宿直・日 直の区分	時 間	職	氏 名	所 属 の 長	直接監 督責任 者	備 考
月 日		日 ()		自 時 分 至 時 分					
		日 ()		自 時 分 至 時 分					
		日 ()		自 時 分 至 時 分					

	()	日	自	時	分				
	()	日	自	時	分				
	()	日	自	時	分				
	()	日	自	時	分				
	()	日	自	時	分				
	()	日	自	時	分				

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

(住居手当に関する規則の一部改正)

第6条 住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

その1

住 居 届

(平成 年 月 日提出)

任命権者（所属長）	勤務庁（勤務学校）名	
様	職 名	氏 名
住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）第3条の規定に基づき居住の実情を届け出ます。		
主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更又は更新 <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	該当条文 道職員給与条例第10条の5 学校職員給与条例第10条の2の3 警察職員給与条例第12条の4 <input type="checkbox"/> 第1項第1号（職員） <input type="checkbox"/> 第1項第3号（配偶者等）	事実の発生年月日 平成 年 月 日
住宅の所在地		
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> 賄い付下宿	住宅の契約面積 m ²
住宅の所有者	続柄 ()	住 所

の	住宅の貸主	続柄 ()	住 所
内	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 (氏名) <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名)	共同 <input type="checkbox"/> 無氏名 名義人 <input type="checkbox"/> 有 () () ()
容	家賃等	月額 円(平成 年 月 日から)	
	契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
	入居日	平成 年 月 日	
	※ 上記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。(賄い付下宿) <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代)		
	備考 ----- ----- -----		

(表)

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

住居届記入上の注意

- この住居届は、道職員給与条例第10条の5第1項第1号若しくは第3号、学校職員給与条例第10条の2の3第1項第1号若しくは第3号又は警察職員給与条例第12条の4第1項第1号若しくは第3号に規定する職員が届出をするときに使用するものとする。
- 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「該当条文」欄には、職員が居住する借家等にあつては第1項第1号、配偶者等が居住する借家等にあつては第1項第3号のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「住居の種類」欄には、借家、借間、賄い付下宿のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付下宿代)又は居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)で家賃の額に相当する額の算出が困難なときは、食費、光熱費等を含めた額(賄い付下宿代又は光熱費込みの下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には※印欄のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 「住宅の所有者」、「住宅の貸主」及び「住宅の名義上の借主」の欄中「続柄」とあるのは、職員と所有者、貸主、名義上の借主との続柄をいうものであり、職員とこれらの者との間に親族関係がないときは記入の必要がないものであること。
- 「備考」欄には、任命権者(その委任を受けた者を含む。)がこの住居届を受理した日その他必要な事項を記載しておくものとする。

(裏)

その2

住 居 届

(平成 年 月 日提出)

任命権者（所属長）		勤務庁（勤務学校）名			
様		職 名		氏 名	Ⓔ
住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）第3条の規定に基づき、住宅の所有関係等を届け出ます。					
主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）				事実の発生日 平成 年 月 日	
住宅の所在地				入居日	平成 年 月 日
住宅の所有関係	所有権のある住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者	<input type="checkbox"/> 本人の扶養親族	所有権の保存又は移転の登記年月日 平成 年 月 日	
	所有権を留保されている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者	<input type="checkbox"/> 本人の扶養親族	名義上の所有者 ()	
	譲渡担保の目的となっている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の被扶養者	<input type="checkbox"/> 本人の扶養親族	名義上の所有者 ()	
住宅の取得理由		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入			
住宅の新築又は購入の日		平成 年 月 日			
備考					

(表) (A 4 (210mm×297mm) 縦型)

住居届記入上の注意

- 1 この住居届は、道職員給与条例第10条の5第1項第2号、学校職員給与条例第10条の2の3第1項第2号又は警察職員給与条例第12条の4第1項第2号に規定する職員が届出をするときに使用するものとする。
- 2 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかにレ印を付けるものとする。
- 3 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者すべてにレ印を付け、「その他」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付けるものとする。
- 4 「備考」欄には、任命権者（その委任を受けた者を含む。）がこの住居届を受理した日その必要な事項を記載しておくものとする。

(裏)

別記第2号様式（第4条及び第8条関係）

住居手当認定簿

所 属		異動後の所属		氏 名		住居手当認定簿								
						届出の事由		提出年月日	受領年月日	該当条文	決 定 家賃額 <small>（借家 借間のみ）</small>	支給の始期等	住居手当 の月額	任 命 権 者 の 決 定（改定）欄
発生の年月日 （改定年月日）	内 容	決定年月日 職名 氏名 印	決定年月日	決定年月日	決定年月日	決定年月日								
平成 年 月 日 { から } { まで }			平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から } { まで }	円	平成 年 月 日 Ⓔ					
平成 年 月 日 { から } { まで }			平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から } { まで }	円	平成 年 月 日 Ⓔ					
平成 年 月 日 { から } { まで }			平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号	円 -----	平成 年 月 日 { から } { まで }	円	平成 年 月 日					

				<input type="checkbox"/> 第1項第3号	円				<input type="checkbox"/>				
平成 年 月 日 { から まで }		平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から まで }	円	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>				
平成 年 月 日 { から まで }		平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から まで }	円	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>				
平成 年 月 日 { から まで }		平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から まで }	円	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>				
平成 年 月 日 { から まで }		平成 年 月 日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第1項第3号	円 ----- 円	平成 年 月 日 { から まで }	円	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>				

備考

(決定家賃等欄の上段は第1項第1号に係る額を、下段は第1項第3号に係る額を記入すること。)

(表)

(A 4 (297mm×210mm) 横型)

事後の確認							
確認年月日	確認者 職名 氏名 印	確認年月日	確認者 職名 氏名 印	確認年月日	確認者 職名 氏名 印	確認年月日	確認者 職名 氏名 印
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	

平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦
平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦
平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦
平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦	平成 年 月 日	㊦

(裏)

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第7条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

単 身 赴 任 届

平成 年 月 日提出

任命権者	職名	氏名	㊦
勤務庁（勤務学校）名	所在地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者） <input type="checkbox"/> 4その他（ 上記事実の発生日 年 月 日）		

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）第7条の規定に基づき次のとおり配偶者との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
配偶者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日）

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（続柄 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（続柄 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（続柄 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（続柄 年 月 日）

配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。（ 入居年月日 ）
異動直前の住居から勤務庁（勤務学校）までの通勤経路及び方法	別紙の(1)に記入
配偶者の住居から勤務庁（勤務学校）までの通勤経路及び方法	別紙の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	別紙の(3)に記入

（「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。） (A4 (210mm×297mm) 縦型) (表)

- 記入上の注意
- 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付け（新規の場合は理由の1のみにレ印を付ける。）、理由の4に該当する場合は内容を括弧内に記入する。
 - 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に部局を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
 - 配偶者のない者については、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
 - 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
 - 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった部局を異にする異動又は同一部局内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
 - 在勤する部局が移転した者については、「異動」とあるのを「転居」と読み替えて記入する。
 - 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
 - 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務庁（勤務学校）までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
 - 異動に伴って配偶者とともに入居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務庁（勤務学校）までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
 - 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
 - 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
 - ※欄は記入しないこと。

(裏)

別紙

(1) 異動直前の住居から勤務庁（勤務学校）までの通勤距離及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居から (経由) まで	1		住居から (経由) まで	. km
2		から () まで	2		から () まで	. km
3		から () まで	3		から () まで	. km
4		から () まで	4		から () まで	. km
5		から () まで	5		から () まで	. km
6		から () まで	6		から () まで	. km
計 (規則第3条の規定による通勤距離)						. km

(2) 配偶者の住居から勤務庁 (勤務学校) までの通勤距離及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居から (経由) まで	1		住居から (経由) まで	. km
2		から () まで	2		から () まで	. km
3		から () まで	3		から () まで	. km
4		から () まで	4		から () まで	. km
5		から () まで	5		から () まで	. km
6		から () まで	6		から () まで	. km

計 (規則第3条の規定による通勤距離) . km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区 間	順路	交通方法の別	区 間	距 離
1		住居から (経由) まで	1		住居から (経由) まで	. km
2		から () まで	2		から () まで	. km
3		から () まで	3		から () まで	. km
4		から () まで	4		から () まで	. km
5		から () まで	5		から () まで	. km
6		から () まで	6		から () まで	. km
計						① . km
人事委員会が別に定める基準により加算する距離 (該当者のみ記入する)						② . km
道職員給与条例第11条の2第2項 学校職員給与条例第10条の2の5 第2項 警察職員給与条例第13条の2第2項						①+② . km

(A4 (210mm×297mm) 縦型)

別記第2号様式 (第8条及び第11条関係)

単 身 赴 任 手 当 認 定 簿

1 単身赴任手当の月額認定 (支給額の改定)

氏 名

届 出 の 理 由 等		届出提出年月日 (受理年月日)	支給の始期 (終期) ・ 支給額の改定時期	加 算 額	単身赴任手当 の 月 額	任 命 権 者 の 決 定 (改定) 欄	決 裁 欄			
事実の発生日	内 容									
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 分 { から } { まで }	円	円	平成 年 月 日 職名 氏名 Ⓢ				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 分 { から } { まで }	円	円	平成 年 月 日 職名 氏名 Ⓢ				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月 分 { から } { まで }	円	円	平成 年 月 日 職名 氏名 Ⓢ				

平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月分 { からまで }	円	円	平成 年 月 日 職名氏名 印				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月分 { からまで }	円	円	平成 年 月 日 職名氏名 印				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月分 { からまで }	円	円	平成 年 月 日 職名氏名 印				
平成 年 月 日		平成 年 月 日	平成 年 月分 { からまで }	円	円	平成 年 月 日 職名氏名 印				

記入上の注意

「届出提出（受理）年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を括弧書きで付記する。

（表）

（A 4（297mm×210mm）横型）

2 事後の確認

確認年月日	確認者 職名氏名 印	確認年月日	確認者 職名氏名 印	確認年月日	確認者 職名氏名 印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印

（裏）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の給与の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている扶養親族届若しくは扶養手当認定簿、通勤手当に関する規則の規定に基づいて作成されている通勤届若しくは通勤手当認定簿、宿日直手当に関する規則の規定に基づいて作成されている宿日直勤務命令簿、住居手当に関する規則の規定に基づいて作成されている住居届若しくは住居手当認定簿又は単身赴任手当に関する規則の規定に基づいて作成されている単身赴任届若しくは単身赴任手当認定簿の用紙がある場合においては、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定、通勤手当に関する規則の規定、宿日直手当に関する規則の規定、住居手当に関する規則の規定又は単身赴任手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-55

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「知事政策部総務課」を「総合政策部総務課」に、「出納局室長」を「出納局室長 出納局センター長」に改め、同項道立精神科病院の事項中「所長」を「副総看護師長 所長」に改め、同項子ども総合医療・療育センターの事項中「看護部長」を「小児医療監又は療育監の下に置かれるセンターの長 看護部長」に改め、同項土木現業所の事項中「出張所長 総合ダム事務所長」を「出張所長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-56

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

受託団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

別表苫小牧港管理組合の項中「課長 室長 課長補佐」を「部室長 課長 主幹 課長補佐 副主幹」に、「議会議務局長」を「会計管理者 出納室長 議会議務局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第1号

庁 中 一 般

北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別紙第3の給与課長専決事項を次のように改める。

給与課長専決事項

(委任等規則別表第2の個別事項第54号関係)

1 北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外に関する規則（北海道人事委員会規則7-1186）第2条の規定に基づき、様式について承認すること。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

